

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年5月8日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市青少年育成愛護委員の委嘱について

処分理由

芦屋市青少年育成愛護委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要が生じたが、急施を要したため専決処分したものの。



専決第9号

芦屋市青少年育成愛護委員の委嘱について

芦屋市青少年育成愛護委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、芦屋市教育委員会委任規則第5条により専決処分する。

令和7年4月1日

芦屋市教育長 野 村 大 祐



- 1 委嘱委員 別紙のとおり
- 2 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 根拠法令 芦屋市青少年育成愛護委員規則

